彩の国コミュニティ協議会マスコット「サイコミ君」着ぐるみ使用規程

（趣旨）
第１条　この規程は、彩の国コミュニティ協議会のマスコット「サイコミ君」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。
（管理）
第２条　着ぐるみの管理場所等については、彩の国コミュニティ協議会事務局（さいたま市浦和区高砂３－１５－１埼玉県県民生活部共助社会づくり課内）とする。
（使用料）
第３条　着ぐるみの使用料金は、１回の貸出につき２，０００円とする。ただし、彩の国コミュニティ協議会会員が使用する場合は、これを免除する。
（使用承認申請）
第４条　着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申込書（様式第１号）に必要な書類を添付して、彩の国コミュニティ協議会事務局長（以下「事務局長」という）に提出し、その許可を受けなければならない。
２　前項の申込書は、貸出日前３月から貸出日前３日までの期間に提出しなければならない。ただし、事務局長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。
（貸与の許可）
第５条　着ぐるみを使用できるのは、次の範囲内とする。
　一　彩の国コミュニティ協議会及び各市町村コミュニティ協議会に関する行事。
　二　コミュニティの活性化を目的とした地域のまつり等。
　三　その他、事務局長が認めた場合。
２　事務局長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。
　一　彩の国コミュニティ協議会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
　二　着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
　三　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
　四　特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
　五　その他、事務局長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。
３　前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第２号）をもって行う。
（使用上の遵守事項）
第６条　被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
　一　許可された用途のみに使用すること。
　二　使用期間を遵守すること。使用後は２～３日のうちに返却すること。
　三　着ぐるみ返却後、着ぐるみ使用報告書（様式第３号）に写真を添付し、提出すること。
　四　その他、事務局長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸与許可の取消）
第７条　被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、事務局長はその責めを負わない。
（原状復帰）
第８条　着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。
２　前項の規定に関わらず、事務局長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。
（許可者の責任）
第９条　着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、事務局長は一切その責めを負わない。
（補則）
第１０条　この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則
この規程は、平成２２年１２月２２日より施行する。
附則
この規程は、平成２４年５月１５日より施行する。
附則
この規程は、令和３年５月１７日より施行する。
附則
この規程は、令和５年３月２０日より施行する。